

山陽小野田市老朽危険空家等除却支援事業 申請書類（確認表）

1 事前調査申請に必要な書類

✓	書類等の名称等	様式・取得場所	備考
	① 老朽危険空家等除却促進補助金 事前調査申請書	様式第1号	
	② 免許証又は住民票等の本人確認 ができる書類の写し	任意様式	カード裏面に住所変更等が記載さ れている場合は、裏面の写しも必要
	③ 申請する建築物の位置図 (付近の見取り図)	任意様式	空き家周辺の地図等
	④ 申請する建築物の間取りが分 かる平面図	任意様式	空き家の平面図
	⑤ 申請する建築物の外観写真	任意様式	2面以上撮影し、A4用紙に貼り 付け
	⑥ 市内業者2者以上の解体業者 の見積書	業者	解体費用、家財撤去費用、立木除去 費用、廃棄物処理費用、その他諸費 用等の内訳が記載されたもの

2 補助金交付申請に必要な書類

✓	書類の名称等	様式・取得場所	備考
	① 老朽危険空家等除却促進補助金交付申請書	様式第3号	
	② 老朽危険空家等除却促進補助金事前調査結果通知書の写し		市が交付した様式第2号の写し ※特定空家等に認定されている場合は不要。
	③ 建物の登記全部事項証明書 (未登記の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳の写し等)	法務局 税務課	空き家(建物)の登記全部事項証明書を法務局で取得できる。 未登記の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳の写しを税務課で取得する。 (固定資産税納税通知書でも可)
	④ 契約する解体業者の建築工事業、土木工事業又は解体工事業の届出書の写し又は登録通知書の写し	業者	契約する解体業者の資格の有無を確認
	※解体業者が市の建設工事等競争入札参加資格者の場合は、提出不要		
	⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	様式第4号	自署または記名押印
	⑥ 申立書		
	ア 市税関係	様式第5号	申請者の山陽小野田市税の滞納がないことを確認
	イ 解体業者用暴力団排除関係	様式第6号	契約する解体業者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係でないことを確認
	※解体業者が市の建設工事等競争入札参加資格者の場合は、提出不要		
	⑦ 老朽危険空家等除却促進補助金交付申請同意書	様式第7号	共同名義の場合や相続登記がされていない空き家の場合、法定相続人全員の同意を得ること。
	⑧ 戸籍全部事項証明書	市民課	相続人等の確認が必要な場合のみ提出
	⑨ 紛争等が生じた場合の誓約書	様式第8号	法定相続人全員の同意を得ることができない場合、⑦補助金交付申請同意書に代えて提出

3 交付決定後に提出する書類

✓	書類の名称等	様式・取得場所	備考
	① 老朽危険空家等除却促進補助金 着手届	様式第 11 号	除却(解体)工事に着手する前に 提出すること
	② 老朽危険空家等除却促進補助金 交付変更申請書	様式第 12 号	金額の変更を伴う事業内容の変 更がある場合に提出すること。
	③ 老朽危険空家等除却促進補助金 軽微な変更届	様式第 14 号	金額の変更を伴わない事業内容 の変更がある場合に提出するこ と。

4 完了後に必要な書類

✓	書類の名称等	様式・取得場所	備考
	① 老朽危険空家等除却促進補助金 除却完了報告書	様式第 15 号	完了日から起算して 20 日を経過 した日又は令和 8 年 2 月 28 日の いずれか早い日まで
	② 請負代金請求書の写し	業者	解体費用、家財撤去費用、立木除 去費用、廃棄物処理費用、その他 諸費用等の内訳が記載されたもの
	③ 廃棄物に関する処分証明書等の 写し	業者	マニフェスト伝票(産業廃棄物管 理票)
	④ 除却後の写真	任意様式	除却後の状況を撮影し、撮影日を 記載し、A4 用紙に貼り付け

5 補助金受領に必要な書類

✓	書類の名称等	様式・取得場所	備考
	① 老朽危険空家等除却促進補助金 請求書	様式第 17 号	提出後、概ね 1 か月以内に補助金 を交付
	② 代理受領委任状 口座振替申出書	様式第 18 号	補助金を解体業者が代理受領する 場合に提出